

協会けんぽ確認書(2025年度)

1. 健康診断結果等、個人情報の取得について

健康診断個人票（会社控え）を事業主へお渡しすることは、本人の了解を得ている場合に可能です。健康診断個人票の送付先を事業所にご希望の場合は、下記のいずれかに のご記載と、会社名・送付先住所のご記載、担当者のご署名をお願い致します。

- 健康診断個人票を事業所に発送を依頼します。
（各個人に個人情報の取得を確認・承諾済み）
- 健康診断個人票を事業所に発送を依頼しません。

住 所

会 社 名



担当者ご署名

(※結果送付先が上記住所と異なる場合のみ、記入ください)

送付先住所

(参考) 全国健康保険協会東京支部「健診受診の手引き」

協会けんぽの健康診断は労働安全衛生法上の定期健康診断とは異なり、健康保険法の規定により、健診結果は本人にのみ通知されます。事業所等への結果の通知は、個人情報保護法上の第三者提供に該当することから、提供には本人の同意が必要です。